

令和4年第3回伊佐市議会定例会

# 提案理由説明

(追加分)

○ 説明順

- 1 報告第8号～報告第10号 (降壇)
- 2 議案第64号～議案第70号 (降壇)

令和4年9月14日提出

伊佐市長



報告第8号から報告第10号までについて説明申し上げます。

まず、報告第8号「令和3年度伊佐市一般会計予算継続費精算報告書」について説明申し上げます。

本件につきましては、令和元年度から3箇年度にわたる継続事業として実施いたしました新庁舎建設検討事業（オフィス環境整備支援業務委託）が、令和3年度をもって終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第9号「令和3年度伊佐市健全化判断比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」について、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和3年度決算における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、赤字額がないことにより算定されませんでした。また、「実質公債費比率」は8.3パーセントと「早期健全化基準」を超えないものであり、「将来負担比率」については、償還に充当可能な財源が将来負担額を上回り算定されませんでしたので、健全な財政運営となっております。

次に、報告第10号「令和3年度伊佐市資金不足比率」について説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算における各公営企業の資金不足比率に係る状況を、監査委員の意見を付けてここに報告するものであります。

令和3年度決算において、本市の公営企業である「水道事業会計」及び「農業集落排水事業特別会計」は、いずれも資金不足額を生じておらず、資金不足比率は算定されませんでした。

以上で報告3件の説明を終わります。

— 降 壇 —

追加提案いたしました議案第64号から議案第70号までについて説明申し上げます。

議案第64号「令和3年度伊佐市一般会計歳入歳出決算認定について」

議案第65号「令和3年度伊佐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第66号「令和3年度伊佐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第67号「令和3年度伊佐市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第68号「令和3年度伊佐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第69号「令和3年度伊佐市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

議案第70号「令和3年度伊佐市水道事業会計決算認定について」

これら7件の議案につきましては、地方自治法第233条第3項又は地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれの決算を「主要な施策の成果説明書」、「基金の運用状況」、監査委員の審査による「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

以上、議案7件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— 降 壇 —